

「郡山市犯罪被害者等支援条例（案）」にお寄せいただいた御意見等と郡山市の考え方

受付番号	御意見	郡山市の考え方
1	第8条について、経済的支援は一時的なものではなく、長期かつ継続的に行うべきであると考えています。個人、企業、各種団体からの寄付金やふるさと納税を活用して財源を十分に確保し、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添った支援ができるようにしてほしいです。	本市では、条例の規定に基づき、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、関係機関連携のもと、その状況や事情に応じた必要な支援を継続的に実施することとしております。 いただいた御意見につきましては、財源の確保も含め、関係部局と共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。